

# 日本史講義型授業の一方法

## —律令制再建を教材として—

山 本 吉 次

### 1. はじめに

私が金沢大学教育学部付属高等学校に赴任して、はや2年半がたった。本稿は、赴任早々の2年半の間に、私自身が日本史担当の教師として何を考え、それをどのように実践してきたかを決算するとともに、反省を深め、今後の自己の授業実践の向上を図ろうとするものである。そして、ひいては、日本史の教科教育法の発展に少しでも寄与できれば幸いである。

本校の生徒の理解力、探求心の資質は非常に高いものを持っている。そのような生徒を対象として、彼らの歴史理解を深め、社会認識を耕やすことが私の職務だと考えてきた。そのためには、教材を研究し、その構造化を図り、授業方法を工夫してきたのが、この2年半であった。その場合、一貫して講義型の授業形式をとってきた。一つは、教師として未熟な私が、日本史の全時代の基本的な教材内容を網羅的に研究できるということ、今一つは、その教材を構造化し、体系的にまとめ、個々の歴史事像を自分なりに意義づけるのに有効であるということ、この二つの主体的な理由からであった。

講義型の授業を展開する際、次の二点に留意した。まず1点は、自己のもつ日本史の教育目標を常に意識することである。私観では社会科という教科の目標は、人間と人間集団である社会との関係、および社会と社会の関係を、様々な条件と関連させて生徒に理解させることだと考えている。そのうち、日本史という科目については、その関係と、関係の変化を時系列の中で理解させること、そしてその変化がどのような条件によっておこったのかを理解させることが目標であると考える。さらにその理解の上で、現代社会を考えさせ、その認識を一層深めさせて、社会を進歩させる「社会人」に成長させることも日本史の教育目標であると考えている。

第二に、教材を構成する際に注意を払ったのが、総体としての歴史の動きを生徒に認識させることである。民衆個々の動きと社会との相互関係の中で、ある時代が全体としてどのような様相を持つのか、それが全体としてどのような方向に変化していくのか、これを理解させることを構成上の最大な眼目としてきた。そのために、まず、概括的な時代像を示す。そしてその時代像を構成している個々の要素=事像について、どのような因果関係を持って表われてきたかを考えさせる。続いて、その事象間の関係を考えさせる。例えば、どの事象がどの事象に影響を与えたのか、あるいは矛盾し合ったのか、という様に。その上で、結果としてどのような事象を生み出していったのかを理解させる。このような方法によって、それぞれの歴史事象を意義づけ、相互に連関させて構造化しようと考えた。そして、最終的に、全体の様相と全体としての変化を体系的に理解させようとしたのである。

ところで、現行指導要領について一言触れておきたい。というのは、方法論的に、上記の授業構成が、指導要領の示す方向と大きく異なるからである。現行指導要領では、日本史教育の基本的性格を「文化の総合学習」であると位置づけている。つまり、「政治・経済・社会的諸事象の取扱いに当っては」「文化事象との関連に重点を置くとともに、細かな事象や程度の高い専門にわたる事項は避けるように」として、むしろ、「文化とそれを生み出した時代背景との総合的な関連、異質文化との接触や交流による文化の変容の過程などに着させ、その時代の文化の性格とそれを形成した様々な要因について多角的、総合的に考察させるようにする。」とい

うものである。そして、こうすることによって、「歴史的思考力を培い、現代日本の歴史的過程と自国の文化の特色を把握させて、国民としての自覚を深める」ことを日本史教育の目標としている。さらに、この方法の効果をあげるために、地域史学習と主題学習の充実を唱えている。

確かに現行指導要領の方法は、歴史理解を深める一つの有効な方法ではある。しかし、この方法のみで日本史教育を行った場合、いくつかの問題点が表われてくると考える。一つは、指導要領のように政治・社会・経済史を軽視した場合、文化を生み出した時代背景が不鮮明になり、「文化の総合学習」自体に無理がくるのではないかという点である。今一つは、このような方法をとった場合、系統的な総体としての歴史理解をさせることはできず、断続的な部分に限ってしか教育できないのではないかという点である。そして、その結果、歴史の全体の流れの中での人間の生きざまを理解させることができなくなるのではないかと考える。生徒の能力にもよるが、むしろ系統的な歴史教育を踏えて、その理解を一層深めるために、指導要領的な方法が有効に作用する場合もあるのではないかと考える。

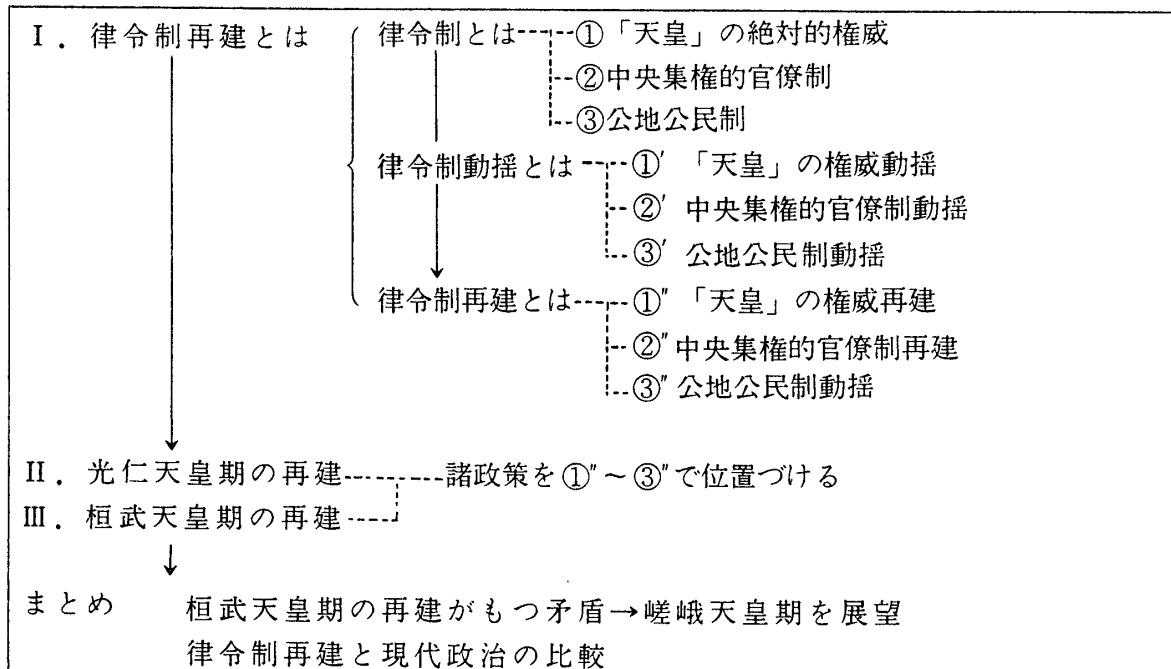
以上の観点をもって、講義型の系統的な授業事例を、「律令制再建」を教材として次章以下に提示してみたい。本授業は、去る7月12日に本校の2年生を対象にして、校内の研究授業として実践したものである。

## 2. 授業の展開例

「律令制再建」を本稿の教材としてとりあげたのは、次の考えによってである。律令に基づく支配体系は、本来矛盾を胎むものであり、それが顕在化するに従い、8世紀末から9世紀にかけて支配体系の再建・変容が余儀なくされた。それはさらに矛盾をもたらし、「王朝国家体制」とも呼ばれる新たな支配体系を生み出した。そういう歴史の転換期こそ、前章において述べてきた観点による授業の構造化が、最も典型的に行えると考えたからである。

本授業は、三つの展開部とまとめで構成した。展開部は、Iとして律令制の再建とは何かを生徒に理解させ、IIを光仁天皇期の再建、IIIを桓武天皇期の再建とし、両天皇期の具体的な政策が、律令制再建の中でどのような意味を持つかを考えさせようとした。ただし、II・IIIは、本来天皇ごとに分ける必要はないと考えるが、生徒が整理しやすいように、このように区分しておいた。また、「平安初期政治」として、律令制再建を論じる場合、嵯峨天皇期まで一体化して考えるべきであるが、50分という時間の都合上、次の授業にまわすことにした。まとめの部分では、嵯峨天皇期以降の再建を展望させるために、桓武天皇期の予盾を明らかにし、最後に、奈良末～平安初期の律令制再建＝政治改革と、現代政治との比較を試みた。この構成を図式化すると、次ページの図のようになる。（授業内容においては、末尾に添付した生徒配付プリントを参照）

展開Iは、8世紀末から9世紀はじめにおける中心的な政治動向である律令制再建とは、どんなものであったかを理解させる部分である。それを次のような方法を以って示した。「再建」を考える場合、何が「再建」されたかを考えなければならない。そのためには、律令制の何か「動搖」したかを考えなければならない。さらに「動搖」を考えるために、「本質」にかえらなければならない。この論理的思考法を示し、「本質」・「動搖」を明らかにすることによって、「再建」とは何かを導き出そうとした。常に「本質」に立ちもどることによって、歴史の変化を論理的に生徒に理解させようと考えたのであり、また、生徒に「再建」とは何を「再建」することかを明らかにしようとしたのである。さらに、7世紀末以来の流れの中で、本授業の時期をとらえさせようとしたのである。



「本質」と「動搖」については前回の授業までに、それぞれ3つに絞って示してきた。「本質」については ①天皇の神格化された權威 ②中央集權的官僚制 ③公地公民制 としてまとめた。「動搖」については ①～③のそれぞれが動搖することを具体的な事例をあげて復習させ、①'、②'、③'とした。中央官僚＝貴族の政争、国司の不正を②' とし、浮浪・逃亡や偽籍による公民制動搖、墾田永年私財法に始まる公地制の動搖を③' とし、そういった中で天皇の權威が動搖したことを①' としたのである。このように「本質」「動搖」を確認させることで、「再建」とは、「動搖」の3つの要素を「再建」することであることを導き出した。それを①"、②" ③" とした。但し、ここで、「再建」とは完全に元の形にもどすことではなく、「変容」することを注意しておいた。展開Ⅰは、全体の中では導入的な部分であり、本時のテーマの中心的な内容を提示したわけである。

展開Ⅱ、Ⅲは、光仁・桓武天皇期の具体的な政策を、律令制再建の中で考えようということが主眼である。特に、それぞれの政策が、なぜ行われなければならなかつたという原因と、「再建」の①"～③"のいずれに位置づけられるかという点に注意を払って構成した。

展開Ⅱ、つまり光仁天皇期の再建については、「冗官の整理」に着目させた。（「冗官」の意味を理解させるため、「冗」のつく熟語を發問して、「冗談」を引き出し、「冗官」が「むだな官職」であることを理解させた。歴史用語を説明する際、その文字を使う熟語を考えさせたり、返り点をうって漢文読みさせて、用語を理解させる方法をしばしば取っている）これについては次のように説明した。「成り上がり者」が權勢を握るために二つのことをする。一つは、より強い權力者と結びつくこと。今一つは、他者に利益を与えて味方とすることである。奈良時代末期に登場した道鏡はその典型であった。後者に関しては、彼は貴族や地方豪族に官職を濫与することによって味方を作ろうとした。しかし、その結果、「冗官」が生まれ、官僚の肥大化を招いた。これは律令収取困難化の中で大きな財政負担となつた。そこで、律令制再建の手始めとして「冗官の整理」を行つた。具体的には員外國司の廃止をあげておいた。そう考へると「冗官の整理」は、「再建」の②"に位置づけられる。つまり、「冗官」の発生→「冗官」の問題点→「冗官の整理」、具体例→位置づけ、という方法をとつたのである。こうすること

によって、因果関係を明らかにする構成をとること、全体のテーマの中での位置づけを明確にすることを試みたのである。

展開III、桓武天皇期の再建についても、これとほぼ同様の方法で説明した。その場合、桓武天皇期の政策は、「軍事と造作」、地方官僚の監督強化、公民の再建に分類した。それは、「再建」のポイント①"～③"に適合させて整理するためである。

「軍事」とは「蝦夷征討」のことである。その要因をさぐるため、8世紀以来の東北の状況を、律令国家の東北支配強化（出羽国設置、多賀城設置を例に）→蝦夷の農耕民化→蝦夷豪族の成長→蝦夷の律令支配に対する抵抗、という順序で説明した。そして、蝦夷の抵抗に対して、律令国家は、征夷大将軍坂上田村麻呂の遠征、胆沢・志波城の築城を具体例としてあげられる「蝦夷征討」を行ったことを述べた。一方、「造作」とは遷都のことである。これについては長岡京の位置の意味（渡来人との関係、水運より）、長岡京から平安京へ遷都した経緯（藤原種継暗殺、早良親王事件）を説明した。その上で「軍事と造作」の意義づけを試みた。もちろん、「軍事」は蝦夷反乱の鎮圧、「造作」は「人心一新」という意義を持つ。しかし、さらに広義に律令制再建の中でとらえさせようと考えた。そこで「これだけの国家的大事業をする意味は」と發問して、「再建」の①"にあたることを導き出した。

次に、「軍事と造作」の遂行のために、地方官僚の監督強化と公民の再建が必要となることを導き出した。つまり、「軍事と造作」をするためには何が必要かを問い合わせ、財力と労力を結集することを答えさせる。そこから、そのために、郡司を使って実際に徵税する国司の監督を強化を行わなければならなかったこと、税や労力を提供する公民を再建しなければならなかったことを示した。前者については具体例として「勘解由使」の設置をあげ、「再建」の②"に位置づけた。一方、後者については、なぜ、公民が動搖したかを考えさせ、そこから公民を再建するためには何をしなければならなかったかを引き出す方法をとった。公民の動搖とは厳しい律令収取にあることを示し、具体的にどのような公民の負担があったかを發問した。そして、調・庸以外に、雜徭・兵役・公出舉が農民を苦しめていたことを答えさせた。そこで公民を再建し、調・庸収取を確実にするために、この3つの負担を軽減したことを説明した。具体例として、徵兵制による軍団制を廃止し、健児制を採用したこと、雜徭を半減したこと、私出舉の利率と5割から3割に引き下げたことをあげた。そして、これらを「再建」の③"に位置づけた。

以上のように展開IIでは「冗官の整理」を、展開IIIでは「軍事と造作」、地方官僚の監督強化、公民の再建を題材として授業を進めた。その場合、常に律令制の動搖に立ち返り、それぞれの政策を生み出した要因を考慮し、また、それぞれの政策を「再建」の①"～③"に位置づける作業を行った。こうすることによって、8世紀末から9世紀初の諸政策一生徒にとっては煩雑で、一見まとまりのないように思われるもの一を、位置づけを明確にし、整理された形で生徒に理解させようと考えたのである。

まとめの部分では、嵯峨天皇期以降への展望と、律令制再建と現代政治との比較を試みた。

嵯峨天皇期以降の展望については、桓武天皇期の再建の矛盾から考えさせようとした。まず矛盾とは、「軍事と造作」の政策と公民再建の政策の矛盾であることを示した。その上で、生徒になぜ矛盾するのかを發問した。一方で公民の負担を軽減しようしながら、一方でそれを重くするような政策をとっていた、という答えを引き出した。そこで、それは当時の律令官僚も気づいていたことを、『日本後紀』の藤原緒嗣と菅野真道の論争の史料を提示して説明した。その結果、「軍事と造作」路線が後退し、官僚制を強化しつつ、一方で公民層を維持して、収取を確実にする路線が中心になっていくことを示した。いわゆる「良吏能官」の路線で、嵯峨天皇期以降の再建はこの方向で進んでいくことを示した。

最後に、律令制再建という8世紀末から9世紀初の政治が、現代政治に類似していることを気づかせようと試みた。そこで、蝦夷征討＝防衛力強化、官僚制再建＝行政改革、公民再建＝税制改革を提示してみた。ただし、ここでは生徒に類似していることを指摘するだけにとどめておき、それ以上のこととは生徒に考えさせることにした。歴史的な事例を現代社会に投影することを念頭において授業をすることは、社会科教育にとって非常に重要なことだと考えている。というのは、社会の動きには一定のパターンがあり、それを学ぶことが現代についての認識を深めるのに大きく役立つと考えるからだ。また、逆に現代に投影することによって、歴史的事像に対する理解も深まると考えるからもある。そこで、本時に関しては、これを以ってまとめとした。

### 3. 反省と今後の展望

本授業では、次の視点を以って構造化した。まず、8世紀末から9世紀初の政治の基本像を歴史の流れの中で抑えた。続いて、諸政策を因果関係や矛盾関係に留意しながら性格を明らかにし、基本像の中で位置づけを行った。さらに最後に、現代に投影することによって理解を深めようとした。以上のことは、本授業においてどれだけ達成されたかわからない。だが、授業後開かれた本校の9名の教官による反省会で、非常に示唆的な批判を頂いた。批判の内容は、声の調子、視線、板書の方法にはじまり、到達度の評価に至るまで様々なものがあった。ここでは、本稿の目的に関する批判についてあげておきたい。

その一つは、発問の内容である。本時のテーマにおけるポイントを、生徒自身に主体的に考えさせるような発問ができているか、ということである。あるいは、生徒自身から引き出す発問になっているか、ということである。今一つは、プリントの使い方である。確かにプリントは、しっかりとまとめられているが、それがかえって、生徒が教師の方を見ずに下を向く結果を招いているのではないか。また、板書との関連においても、プリントと同様のことを板書しており、生徒はそれを見ていないのではないか。さらには、授業を聞かなくても済むと思わせているのではないか。というよう点が指摘された。そして、全体として、構造化を意識しすぎて、力強過ぎる口調もあいまって、生徒が息を抜く所がなくなり、考える余裕をなくしてしまっているのではないかという批判も頂いた。以上の批判をまとめて考えると、生徒に「考えさせる」授業ができていないということになる。

確かに適確な批判であった。いかに構造的に理解させるかを最も重視していたため、生徒に「与える」授業になってしまっていた。余裕をもって生徒に考えさせ、自ら創造させることをないがしろにしていた面があった。限られた授業時数の中で、受験も念頭において、考古から現代までを網羅しなければならないと焦っていたのかもしれない。しかし、高等学校教育における社会科の目標を考えるとき、「考えさせる」授業ができていないというのは大きな反省点である。そこで、上記の批判を真摯に受けとめ、今後の展望として「考えさせる」授業を心懸けたい。そのため、次の3つのことを実践していきたい。

一つは発問とその回答をつなぎあわせた授業の構造化である。発問によって各ポイントを引き出すようにする。また、発問によってポイント相互の関係を明らかにし、それらを結びつけていく。この繰り返えしにより、授業のテーマを明らかにしていく。このような発問による授業の組み立てを工夫してみたい。

第二は授業用のプリントの作成方法の工夫である。従来のものは、確かに重要語句は空欄にしたりはしているが、歴史事象を生み出す要因や歴史事象の意義つけなど、ポイントとなる点は、プリントに明らかにしていた。今後は、すべてを書かずに、例えば、生徒に事象間を結び

つけさせたり、発問によって導き出したポイントを書きこませたりするような、作業のできるプリント作りを考えてみたい。

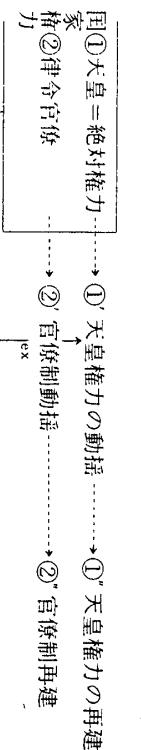
三点目は、主題学習的要素の導入である。現在、時間の都合もあり、本校においては完全な形での主題学習は難しい。しかし、例えば、数時間の授業を費やす大項目の前提として、その時代像をイメージさせるような主題学習や、大項目が終った後で、その時代像を様々な視点から多極面に考察できるような主題学習は可能である。史料を用いたり、映像を用いたりして、そのような形で主題学習をすることによって、本稿で追求してきた体系的な歴史を一層深いものにできると考える。

本稿を著わすことによって、自己の授業を自分なりに分析することができた。その到達点とともに反省点もいくらか明らかになった。最後に、私の研究授業のために骨を折られ、また、忌憚のない御批判をしていただいた本校の教官に感謝の意を表わしておきたい。

### 〔3〕律令制の再建 （1）律令制の再建

〔律令制〕

〔律令制動搖〕  
〔律令制再建〕



③公地・公民 → ③'公地・公民動搖 → ③''公地・公民再建

770年 天皇死→北家 714-771 式家 732-779 ひ 左遷、光仁天皇擁立

(称徳=道鏡期) 官人の膨張――国費の浪費――→ (光仁期)

◆ 村武天皇期の改革 781~806  
a. 軍事と造作

卷之三

○「操作」とは

784 遷都

184 懿都  
785 (式家) 暗殺事件  
直接の原因: 藤原氏V大伴氏・佐伯氏  
背景: 懿都に対する民衆の不満  
早良親王 ↓ 淡路へ流される途中憤死  
●桓武近親者の死(新笠・旗子・乙年崩)………早良親王の怨霊の「わざ」の流言

地方官僚の再建

## 公民制の再建

律令收取をゆるめる ex \_\_\_\_\_ 廃止 792 (邊境を除いて→ \_\_\_\_\_ 制)・郡司のクラスの子弟を軍事力に  
付田町行 12年 1月 雜徭半減 出舉の利率 5割→3割 →律令收取を確実に

[天皇家系図]

```

graph TD
   藤原乙车浦 --- 道君伊羅都壳
    道君伊羅都壳 --- 施基皇子
    施基皇子 --- 光仁[白壁皇子]
    高野新笠 --- 光仁
    高野新笠 --- 桟武
    桟武 --- 藤原旅子
    藤原旅子 --- 早良親王
    早良親王 --- 天智
    天智 --- 持統
    持統 --- 草薙皇子
    草薙皇子 --- 一文武
    一文武 --- 聖武
    聖武 --- 姜譲
    姜譲 --- 施基皇子
    施基皇子 --- 伊賀安女
    伊賀安女 --- ④8
    伊賀安女 --- ④9
    ④8 --- ④9
    ④9 --- 大友皇子
    大友皇子 --- ④10
    ④10 --- 天智
  
```

道君伊繩都亮 —— 施基皇子 —— 光仁 (白壁皇子) (49)  
伊賀安女 (50)  
天智 —— (41) 持統 (42) (45) (46) (48)  
(47) 一草辟皇子 —— 文武 —— 聖武 —— 姜譲 —— 玄誠

```

graph TD
   藤原乙年滿[藤原乙年滿] --- 柄武[柄武]
    柄武 --- 崎嶋城[崎嶋城]
    崎嶋城 --- 淳和[淳和]
    淳和 --- 藤原旅子[藤原旅子]
    藤原旅子 --- 早良親王[早良親王]

```

藤原氏系図

聖武  
孝謙·林德  
——  
又武

光明子  
—武智麻呂（南家）—仲麻呂

The diagram illustrates the correspondence between the Five Elements (Wuxing) and the Five Seats (Wuxi). It shows the Five Elements arranged in a circle, with their associated colors and seats:

- 木 (Mu)**: 青 (Qing) - 肝 (Gan) - 甲子 (Jia Zi) - 东方 (Dong Fang)
- 火 (Hu)**: 红 (Hong) - 心 (Xin) - 丙午 (Bing Wu) - 南方 (Nan Fang)
- 土 (Tu)**: 黄 (Huang) - 脾 (Pi) - 丁未 (Ding Wei) - 中央 (Zhong Yang)
- 金 (Jin)**: 白 (Bai) - 肺 (Fei) - 乙酉 (E You) - 西方 (Xi Fang)
- 水 (Shui)**: 黑 (Hei) - 肾 (Shen) - 癸亥 (Kui Hai) - 北方 (Bei Fang)

Below the circle, the Five Seats (Wuxi) are listed: 肝 (Gan), 心 (Xin), 脾 (Pi), 肺 (Fei), and 肾 (Shen).

一休山（京家）  
百川 緒嗣  
相武 旅子  
葵子

→  $\exists x \exists y \exists z$   $(x + y = z)$   $\wedge$   $x \neq y$   $\wedge$   $x \neq z$   $\wedge$   $y \neq z$

参事 滕原祐嗣と菅原真道と辯争  
「軍事と造作」の辯証を主

伴氏・佐伯氏  
不満

b・c の方向へ  
官僚制・公民を再建して

スの子弟を軍事力に  
→律令収取を確実に